

道銀ローンをご利用のお客様へ

## 道銀ローン定型約款の変更について

いつも弊行をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

弊行では、2020年4月1日より施行された民法第548条の2の定めにもとづき、道銀ローンの定型約款を本ホームページに公開しております。

定型約款について変更がある場合は、民法第548条の4第1項の定めにしたがい、あらかじめ変更の適用開始日を明記のうえ本ページにてお知らせいたしますので、ご確認いただけますようお願いいたします。

**変更の適用開始日：2022年4月1日**（2022年3月7日公開）

変更する約款	道銀ATMカードローン契約規定（2020年4月1日制定）
変更する条項	①第2条（取引方法） ②第5条（取引期限）
変更前の文言	①2. この契約における当座勘定（以下「この当座勘定」といいます。）の取引は、 <u>預金口座のキャッシュカードの使用による貸越金</u> の入出金、本規定第3条による自動融資および同第7条による定例返済によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは引受けは行わないものとします。  ②5. お客様は、いつでもこの取引を解約できるものとします。この場合、お客様は <u>当行所定の書面により取引店に通知するものとします。</u>
変更後の文言	①2. この契約における当座勘定（以下「この当座勘定」といいます。）の取引は、 <u>預金口座のキャッシュカードの使用または道銀ダイレクトサービスもしくはどうぎんアプリによる貸越金</u> の入出金、本規定第3条による自動融資および同第7条による定例返済によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは引受けは行わないものとします。 （略） <u>4. 道銀ダイレクトサービスの取扱いは、別に定める道銀ダイレクトサービスご利用規定によるものとします。なお、道銀ダイレクトサービスご利用規定が変更された場合はその規定に従います。</u> <u>5. どうぎんアプリの取扱いは、別に定めるどうぎんアプリご利用規定によるものとします。なお、どうぎんアプリご利用規定が変更された場合はその規定に従います。</u>  ②5. お客様は、いつでもこの取引を解約できるものとします。この場

	合、お客様は <u>当行所定の書面により取引店に通知いただくか、もしくはその他当行所定の方法により</u> お手続きいただくものとします。
変更する理由	①ATMカードローンの借入および返済が「道銀ダイレクトサービス」または「どうぎんアプリ」でもお手続きが可能となったことから、契約規定の取引方法にかかる文言の一部を変更および追記いたしました。 ②従来、お取引店にお申し出いただいておりますご解約等のお手続きについて、2022年4月1日以降お電話でもお手続きが可能となったことから、契約規定の取引期限にかかる文言の一部を変更いたしました。

以上